

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

智頭町長 金 兒 英 夫

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名 (市町村コード) | 智頭町 (313289) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 駒帰地区 (駒帰集落) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和7年2月27日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和4年5月実施の農業・農地に関するアンケート調査によると、地域内の農業者の平均年齢は77.2歳であり、町平均の70.1歳と比べても、かなり高くなっている。多くの農業者が、自身が元気なうちは耕作を続ける意向であるものの、ほとんどは後継者のめどが立っていない。また、人口減少により、すでに地域にの担い手は不足している状況であり、耕作放棄地が増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

移住者を呼び込むなど、新たな担い手の確保に取り組み、地域内の農地を維持していくよう、借り手を探していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 5.9 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 3.1 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

智頭町大字駒帰(駒帰集落)地内で、小規模な畑を除き、現在耕作が行われている比較的条件の良い農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

| |
|---|
| (1)農用地の集積、集約化の方針 借り手が居れば、貸したい農地はある。 利用権を設定し、農地は、無償又は米1俵で貸す。 |
| (2)農地中間管理機構の活用方針 地域内で継続的に検討していく。 |
| (3)基盤整備事業への取組方針 状況にあわせて検討していく。 |
| (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域内で継続的に検討していく。 |
| (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 活用できる事業者があれば、検討する。 |

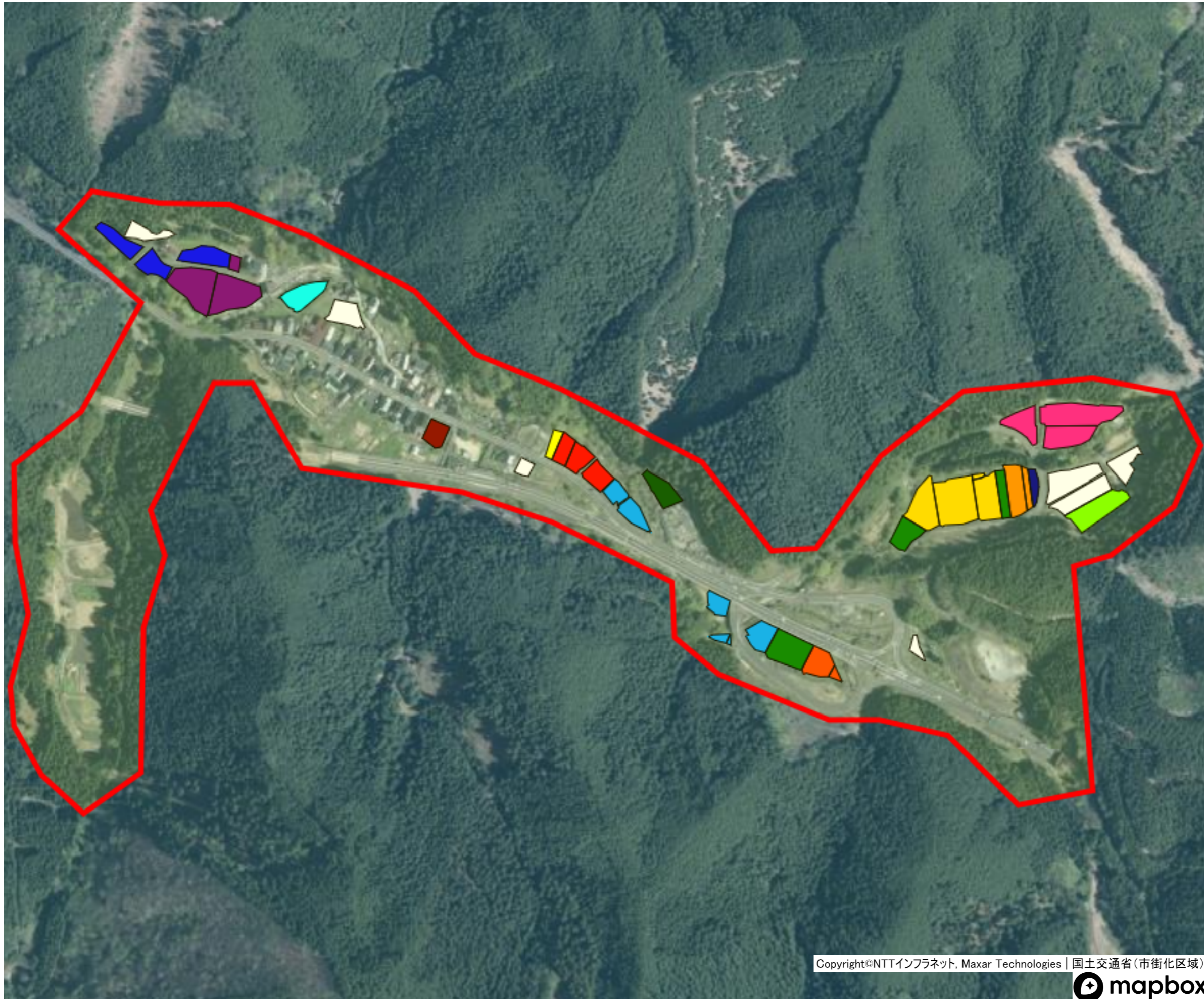
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | |
|---|---|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④輸出 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨その他 | |

【選択した上記の取組方針】

- ①丈夫な柵を設置する。
- ②風呂桶のような物で畑の肥料を作る。

駒帰地区目標地図



目標地図(確定)

- A
- B
- C
- D
- E
- F
- G
- H
- I
- J
- K
- L
- M
- N
- O
- 検討中農地